

資料の一部を省略することが出来る無人航空機

No.	製造者	名称 (型式)	最大 離陸重量	確認した飛行形態の区分 (申請書の飛行形態区分)	確認日
1	DJI	PHANTOM 1	1.2kg	A/B/C*/D	2016/5/24
2		PHANTOM 2	1.3kg	A/B/C*/D	2015/12/11
3		PHANTOM 2 VISION+	1.3kg	A/B/C*/D	2015/12/11
4		PHANTOM 3 STANDARD	1.3kg	A/B/C*/D	2015/12/11
5		PHANTOM 3 ADVANCED	1.3kg	A/B/C*/D	2015/12/11
6		PHANTOM 3 PROFESSIONAL	1.3kg	A/B/C*/D	2015/12/11
7		PHANTOM 4	1.5kg	A/B/C*/D	2016/5/24
8		INSPIRE 1	3.4kg	A/B/C*/D	2015/12/11
9		INSPIRE 1 PROFESSIONAL	3.4kg	A/B/C*/D	2015/12/11
10		MATRICE 100	3.4kg	A/B/C*/D	2015/12/11

No.	製造者	名称 (型式)	最大 離陸重量	確認した飛行形態の区分 (申請書の飛行形態区分)	確認日
1 1	DJI	Spreading Wings S800 EVO	8kg	A/B/C*/D	2016/5/24
1 2		Spreading Wings S900	8.2kg	A/B/C*/D	2015/12/11
1 3		Spreading Wings S1000	11kg	A/B/C*/D	2015/12/11
1 4	ヤマハ発動機 (株)	RMAX (L15)	93kg	A/B	2015/12/14
1 5		RMAX TypeIIG (L171)	93kg	A/B	2015/12/14
1 6		RMAX TypeII (L172)	93kg	A/B	2015/12/14
1 7		高高度 RMAX GPS 付き (L181)	94kg	A/B	2015/12/14
1 8		高高度 RMAX GPS なし (L182)	94kg	A/B	2015/12/14
1 9		RMAX G1 (L20)	94kg	A/B/E	2015/12/14
2 0		FAZER (L30)	100kg	A/B	2015/12/14

No.	製造者	名称 (型式)	最大 離陸重量	確認した飛行形態の区分 (申請書の飛行形態区分)	確認日
2 1	ヤマハ発動機 (株)	AYH-3 GPS 付き (L173) (ヤンマー)	93kg	A/B	2015/12/14
2 2		AYH-3 GPS なし (L174) (ヤンマー)	93kg	A/B	2015/12/14
2 3		YF390 (L32) (ヤンマー)	100kg	A/B	2015/12/14
2 4	(株) 自律制御 システム研究所	MS-06LA (13inch)	8.5kg	A/B/C*/D	2016/4/5
2 5		MS-06LA (15inch)	9.0kg	A/B/C*/D	2016/4/5

*プロペラガードを装備した場合に限る。

確認した飛行形態の区分

- A. 基本的機能及び性能 (審査要領 4-1-1、4-1-2 (最大離陸重量 25kg 以上の場合))
- B. 進入表面等の上空又は地表若しくは水面から 150m の高さの空域における飛行のための基準 (審査要領 5-1 (1))
- C. 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行、地上又は水上の人又は物件との間に所定の距離を保てない飛行、多数の者が集結する催し場所の上空における飛行のための基準 (第三者の上空で無人航空機を飛行させない場合) (審査要領 5-2 (1) a)、5-5 (1) a)、5-6 (1) a))
- D. 夜間のための基準 (審査要領 5-3 (1))
- E. 目視外飛行のための基準 (審査要領 5-4 (1))

※上記型式の無人航空機は、

- ・良好な気象条件
- ・十分な技量を有した操縦者による飛行

において、実機にて検証し、安定した飛行と非常時に人等に与える危害を最小限とするための国が定めた基準（第三者の上空で飛行させる場合を除く。）に満足したことを国が確認したものです。

なお、これらの型式の無人航空機を使用して新たに国土交通大臣の許可・承認を申請する場合、以下の資料の提出は省略することができます。

- ・機体及び操縦装置（付属の純正品）の設計図又は写真（多方面）
- ・運用限界及び飛行させる方法が記載された取扱説明書の写し
- ・確認した飛行形態の区分に係る追加装備を記載した資料

※国の確認を希望する場合は、許可承認申請窓口にお問い合わせ下さい。